



「勝ちに不思議な勝ちあり、

負けに不思議な負けなし」

まずは被災された熊本の皆さま、さぞお疲れでしょう。どうぞ少しでも身体を休めて下さい。あまり無理をしないで下さい。大変でしょうがどうか乗り越えて下さい。

タイトルの言葉はたしか野村克也元プロ野球監督の言だと思います。

「たまたま勝った、わからないうちに勝っていた」は、勝負の世界にはある。しかし負けは探してみれば「なぜ負けたか」の根拠が必ずあると氏は言う。原因がはっきり見いだせるとも。したがって負けるべくして負けたと。原因と結果が明快なのです。

今世の中に起きている数々の偽装事件。これはみずから負けの選択を早くからしている。法律違反なのでこれは論外。かならず遅かれ早かれ暴かれる。

「蟻の一穴」が甚大な損失をまねく

法律にふれてはいないが人の道に外れるのが今回の租税回避・タックスヘイブン。

納税の義務は日本国憲法に教育の義務、勤労の義務とともに三大義務のひとつでもある。一人だけいい思いをするのは卑怯で、潔さが感じられない。信用失墜という点でこのダーティイメージは計り知れない。

それにしても「これ位ならわからないだろう」の蟻の一穴がやがて甚大な損失をまねく。

三菱自動車やタカタは存続が危うい。あのマンション傾斜事件はもう記憶からも消えていくがマンション住民のご苦勞はいかばかりか。

うまいことやってくぐり抜けたと思いきや天の神様「天網恢恢 疎にして漏らさず」。

ほおっては置かない天罰が必ず下る。

これからは今まで見えなかったところがことごとく透明化されるであろう。

良いことだろうと思う。正直者が価値を持つ社会があたりまえと思うのだが…。

## 災害にあった場合の税法上の取扱い

AMT  
研究室



4月に起きた熊本での地震により今もなお、多くの方が避難所での生活を余儀なくされております。一日も早く復興が進みますよう心よりお祈りしております。さて、今月のAMT研究室(資産税関係)では、「地震などの災害にあった場合の税制上の措置」について触れたいと思います。

### 1. 申告・納付等の期限の延長

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2ヶ月以内の範囲でその期限が延長されます。これには国税庁長官により **地域指定による場合**と **個別指定による場合**とがあります。

の場合は、特段の手続きを経ることなく、**自動的に申告・納付の期限が延長**されます。したがって、その**指定された期日**までに申告すればよいことになっています。

の場合は、所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受ける必要があります。申告・納付等の期限の延長が認められた場合、その延長された期間については延滞税及び利子税が課されません。



確定申告で雑損控除にするか、災害

減免法の適用をうけるか?

### 2. 所得税の全部又は一部の軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告により雑損控除の方法又は災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって所得税の全部又は一部の軽減を受けることができます。

ケースによって有利選択は変わりますので、弊社事務所スタッフへお尋ね下さい。

### 3. 納税の猶予

災害等により財産に相当の損失を受けたときは、所轄税務署長に申請をすることによって納税の猶予を受けることができます。

災害等の場合以外でも、納税者の個別の事情等により国税等の納付を強制されることが適当でない場合には、税金の徴収手続きを緩和して納税者の保護を図るための措置があります。この個別の事情には以下のような場合があります。

納税者またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと

納税者とその事業を廃止し、または休止したこと

納税者とその事業につき著しい損失を受けたこと

上記に掲げる事実と類する事実があったこと

納期限から1年を経過した日以後に税額が確定したとき

このような場合の納税の猶予を受けようとするときは、災害等のときと同様で猶予に係わる申請を所轄の税務署長へ行きます。またこのとき原則として担保の提供が必要です(猶予する税額が100万円または猶予期間が3ヵ月以内であるなどのときは担保不要)。



納税の猶予をしたときの効果としては、その対象の税金についてその期間督促を受けないことはもちろんですが、上記の事実があるときは猶予期間の延滞税が全額免除、あるときは2分の1相当額が免除されることになっています(あるときでも税務署長の判断で全額免除となる場合もあります)。

上記は本税が免除されるわけではありませんので、猶予期間満了時には納めることとなり、進行期の税金と合わせて負担が増えてしまったりしますので、申請をする場合でも計画性をもってされるのが望ましいです。

とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW



## 労務関連の 新年度改正事項

新年度は、労働  
社会保険分野で  
も改正事項がい  
くつかあります。  
対応漏れがない

かどうかご確認をお願いいたします。

1. 3月(4月納付分)からの健康保険料(協会けんぽ)の料率変更(神奈川県は9.97%に引下げ)
2. 4月(5月納付分)からの健康保険標準報酬月額上限の引上げ(50等級:139万円)

3. 標準賞与額の年度累計上限の引上げ(573万円)
  4. 傷病手当金・出産手当金計算方法の変更(過去一年間の給与を基に計算)
  5. 国民健康保険料の賦課限度額の引上げ(89万円)
  6. 雇用保険料の料率引下げ(一般事業は0.8%)
- 改正内容の詳細については、弊所担当者までおたずね下さい。(特定社会保険労務士 八幡祐輔)

## 読書の時間



今月は  
「資本論・  
資本主義」  
に関する本

『21世紀の資本論』(トマ・ピケティ著)が話題になってから、何冊か解説書を読みました。さらに「資本論」「資本主義」とつく本を何冊か読みました。難解なものもありましたが、今日紹介する本はとてもわかりやすいです。あたりまえなこと資本主義だったのかと気がつきました。ミクロ経済学の領域に偏りがちですが、原点に戻ってみることでより正しく判断できる人になればな...と思います。ピケティさんも「みんな考えていこう」とおっしゃってますし、僭越ながら紹介させていただきました。(小畑)



## 今月の格言

「誠意を尽くして

干渉を行なわず」

他人に助言をしたり指導をする場合、まず相手を深く信頼し、その幸せを祈り、優しく温かい思いやりの心、すなわち親心で接し、物事の正しい考え方や方法を丁寧に教え、その後はみだりに干渉しないで、焦らずに見守ることが人を育てるときには大切であるという意味です。

「さわやか土曜塾」では皆様のご参加をお待ちしております。

\*\*6月の予定\*\*

日時 : 6月11日(土)10:00~11:30

場所 : 辻堂図書館 和室

会費 : 500円

詳細は佐藤まで



## お客様ご紹介

今年 1 月、辻堂南口側 辻堂銀座商店街 中程にオープンしました。

お店に入りすぐ焦がし葱の香りが食欲をそそります。トッピングも香ばしい大ぶりのチャーシューとほろ苦のつまみ菜で彩りも綺麗。豚骨ベースに、麺は中太麺で食べ応えあり大満足でした！ お好みですだち酢を少し加えますとまた風味の変化が楽しめます！

(雨谷)



とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW とらい&GROW

## ワンちゃんのコミュニケーション

朝夕は犬の散歩で私の家の前は行きかうワンちゃんです。親”の会話もはずむ。

2匹も3匹も連れてくる人もめずらしくない。洋服を着せられているのは普通だ。

以下、吾輩はワン公である。ワン公になり代わって。

「僕は3歳 人間さまでいうと正に成人の仲間入り これから結婚仕事 子育て

とやること満載 僕の家庭はほんとうに仲良しだ。特にお母さんが優しい。買い物にも連れて行ってくれる。僕はそこで会うメスのプードルとの会話を楽しみにしている。この間は家族で沖縄まで行ってきたいな。……僕も行きたいな。

ところで僕には気に入らないことがひとつある。それは無理やりのシャワー。カットもあまり好きでない……でも僕はお母さんが喜ぶすがたを第一に考えているので逆らいはしない。僕の一生はどうなるのかな？」 🐾



発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 柿崎ビル6F

TEL 0466(36)0627

FAX 0466(33)4892

URL : <http://www.ukuta.net/>

\*\*編集部では皆様に喜んでいただける紙面にしたいと思っております。お読みになったご感想、お読みになりたい記事等のご意見をお聞かせくだされば幸いです。

(e-mail : [nomura@ukuta.net](mailto:nomura@ukuta.net) 又は上記 FAX でお願いいたします。)